

地域生活移行のための県単独（上乗せ）支援策

	事業名	事業内容
就労・日中活動の場の整備	知的障害者日中活動の場拡大事業 本文 P22・23	知的障害者の日中活動の場の拡大を促進するため、国庫補助対象外の借家等の改修による通所授産施設等の施設整備や、知的障害者入所更生施設が新たに5人以上の通所部を設置、又は、定員を増員する場合などの施設整備の経費に補助します。 事業主体 社会福祉法人等 補助率 1/2 補助額 ・国庫対象外施設整備特別補助 施設整備費補助額上限 1,540万円 整備整備費補助額上限 476万2千円 ・通所部創設特別補助上限 600万円
	障害児・者施設訪問看護サービス補助事業 本文 P23	障害児者施設に通う、経管栄養・吸引・導尿などの医療的ケアを必要とする障害児・者に対し、訪問看護ステーションからの看護師の派遣サービスや施設に看護師を配置するなど、保健医療の充実を図ります。 実施主体 市町村 補助額 (看護師の派遣) 30分以内 4,250円 30分から60分 8,300円 (看護師の配置) 1,592,500円(年額) 補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2)
	障害者民間活用委託訓練事業 (国10/10事業) 本文 P21	障害者の雇用を促進するため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育機関等の地域の多様な委託先を活用し、個々の障害者に対して、その能力・適性及び地域の障害者雇用ニーズに応じ、就職を見据えた職業訓練を実施します。 (例：ヘルパー3級資格取得の講座など) (委託訓練実施拠点校) 長野技術専門学校・松本技術専門学校
	職業紹介事業 本文 P21	障害者を含む就職が困難な方の就業の確保、拡大を図るため、新たに求人開拓員を地方事務所に配置します。求人開拓員は、求職相談者に応じたアドバイスや求人開拓、紹介状の発行等を行うなど、障害者総合支援センターの就業支援ワーカーと連携し、障害者の就労を支援します。 県内10の地方事務所商工課(商工建築課)に配置
余暇活動・自活訓練等	障害者余暇活動支援事業 本文 P26	週末や夜間の余暇活動の場の提供や相談支援を行うなど、障害者の余暇の充実を図るための事業を実施する、社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っているボランティア団体等に補助します。 対象者 身体障害、知的障害、精神障害者 事業内容(月2回程度) ・余暇活動の相談、支援 ・余暇活動の場の提供 ・余暇のための外出支援等 補助額 1件50万円以内 県内10か所 補助率 1/2 (県1/2 市町村1/2)
	知的障害者自活訓練施設整備補助事業 本文 P30	社会福祉法人が、知的障害者施設入所者の地域生活移行を目的に自活訓練を行う借家の改修費について補助します。 補助率 1/2 補助額 上限600万円 対象か所 新規 5か所
	西駒郷利用者自活訓練(敷地外)事業 本文 P11・17・30	西駒郷利用者が、地域の中(敷地外)で、グループホームのような少人数(4~7人程度)の形態で生活を体験し、訓練を行うことにより、利用者の自律促進と生活の質の向上を図ります。 事業主体 県(委託) 対象か所 2か所(平成16年度)
	在宅知的障害(児)者自律生活体験事業 本文 P30	養護学校や地域の作業所等へ通っている、知的障害(児)者が地域で自律した生活をおくるため、宅幼老所やグループホーム等の空き部屋、タイムケア事業所等を利用して行う自宅以外での宿泊体験に要する経費に補助します。 事業主体 市町村 補助率 1/2(県1/2 市町村1/2) 補助額 7,220円/日 対象人員 延べ450名(1人あたり3日程度)